農地集積・集約化対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成26年2月6日付け25経営第3139号 最終改正 平成31年4月1日付け30経営第3200号 平成31年4月1日付け30農振第4095号

第1 趣旨

現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があります。

このため、本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構(以下「機構」といいます。)による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現します。

第2 用語の定義

本事業における各用語(※の部分)の定義は別表1のとおりとします。

第3 事業の内容

1 農地中間管理機構事業

機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記1により補助します。

(1) 借受農地管理等事業

機構が借り受けた農用地等の賃料及び保全管理に要する経費について補助金を交付します。

(2) 農地集積奨励金交付事業

機構が行う担い手への農地集積・集約化を促進し、併せて機構における農地の滞留を防止する観点から、機構の貸付率に応じて奨励金を交付します。

- (3) 農地中間管理事業等推進事業
 - ア 都道府県推進事業

農地中間管理事業の推進のため都道府県が行う事業推進活動及び指導監督等の事業について補助金を交付します。

イ 農地中間管理機構運営事業

機構の運営及び業務委託等に必要な経費について補助金を交付します。

ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業 (平成25年度補正予算事業) 都道府県が企業の農業参入を促進するために行う企業リストの作成及び企業 参入セミナーの開催等に必要な経費について補助金を交付します。

(4)企業参入促進事業

企業の農業参入を促進するためのフェアの開催等に要する経費について補助金を交付します。

2 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記2-1及び別記2-2により補助します。

(1) 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付します。

(2) 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、協力金を交付します。

(3)機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する(1)及び(2)の協力金の交付に要する経費 を補助します。

(4) 農地整備·集約協力金交付事業

農地耕作条件改善事業(農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下「耕作条件実施要綱」といいます。)に基づいて行われる事業をいいます。)の実施地区において、農業者の事業費負担を軽減するため、当該農地耕作条件改善事業(以下「対象となる農地耕作条件改善事業」といいます。)の事業実施主体に対して、協力金を交付します。

3 機構集積支援事業

農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村にあっては市町村。以下「農業委員会等」といいます。)が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記3により交付します。

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

農地法等に基づき農業委員会等が行う事務(農地等の利用関係の調整、農地の利用状況調査、所有者等の利用意向調査、農地台帳の整備、所有者不明農地の権利関係調査及び農地所有者等の意向確認調査等)に要する経費について交付金を交付します。

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業

優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、農業委員会等が行う農地集積の推進活動及び農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について交付金を交付します。

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会等に対する支援、農地に関する情報の整理及び提供等に要する経費について交付金を交付します。

(4) 全国的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助金を交付します。

ア 情報収集・分析事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の活動等に必要な情報を収集・分析するために必要な経費について補助金を交付します。

イ 情報提供・指導事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象とした研修会の開催、研修教材の作成、取組状況の点検等に必要な経費について補助金を交付します。

(5) 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助金を交付します。

- ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整、研修会の 実施等に要する経費について補助金を交付します。
- イ 農地情報公開システムの保守・運用の取組に要する経費について補助金を交付します。
- ウ 農地情報公開システムを活用して行われる、農地法施行規則(昭和27年農林 省令第79号)第102条に基づく農地台帳と住民基本台帳及び固定資産課税台帳 との照合作業に対する支援に要する経費について補助金を交付します。

第4 事業の仕組み

- 1 都道府県基金事業
- (1) 第3の1の(1) から(3) まで及び2の(1) から(3) までの事業については、平成27年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。
- (2) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、事業資金から本事業に要する 経費を事業実施主体に補助します。
- 2 借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理事業等推進事業及 び機構集積協力金交付事業
- (1) 第3の1の(1)、(2) 並びに(3) のア及びイ並びに2の事業については、 次により補助事業として実施します。

ただし、1により都道府県基金事業として実施するものは除きます。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1) の事業に必要な経費について、都道府県に対して補

助金を交付します。ただし、農地整備・集約協力金交付事業において、機構が事業実施主体となる場合は、機構に対して補助金を交付することができます。

(3) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。ただし、(2) のただし書の場合を除きます。

3 企業参入促進事業

- (1) 第3の1の(4) の事業は、次により実施します。
- (2) 第1の趣旨を踏まえ、(1) の事業に必要な経費について、農林水産省経営局長 (以下「経営局長」といいます。)が別に定める公募要領に基づき応募した者から 選定された団体(以下「参入促進団体」といいます。)に対して補助金を交付しま す。
- (3) 参入促進団体は、経営局長への申請に基づき、本事業を実施します。

4 機構集積支援事業

- (1) 第3の3の事業は、次により実施します。
- (2) 第1の趣旨を踏まえ、(1) の事業に必要な経費について、都道府県及び全国農業委員会ネットワーク機構に対して補助金を交付します。
- (3) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

第5 事業実施主体

- 1 農地中間管理機構事業
- (1) 借受農地管理等事業 本事業の事業実施主体は、機構とします。
- (2) 農地集積奨励金交付事業 本事業の事業実施主体は、都道府県とします。
- (3) 農地中間管理事業等推進事業
 - ア 都道府県推進事業及び企業リスト作成・セミナー開催事業の事業実施主体は、 都道府県とします。
 - イ 農地中間管理機構運営事業の事業実施主体は、機構とします。
- (4) 企業参入促進事業 本事業の事業実施主体は、参入促進団体とします。

2 機構集積協力金交付事業

- (1) 地域集積協力金交付事業及び経営転換協力金交付事業
 - ア 本事業の事業実施主体は、市町村とします。
 - イ ただし、都道府県が事業実施主体となることにより事業が効果的に実施できると都道府県が判断した場合は、市町村に代わり都道府県が事業実施主体となることができることとします。
- (2) 機構集積協力金推進事業

本事業の事業実施主体は、都道府県及び市町村とします。

(3) 農地整備·集約協力金交付事業

本事業の事業実施主体は、対象となる農地耕作条件改善事業の事業実施主体とし、都道府県とします。

3 機構集積支援事業

- (1) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業本事業の事業実施主体は、農業委員会等とします。
- (2) 農地の有効利用を図るための支援事業 本事業の事業実施主体は、農業委員会等とします。
- (3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業 本事業の事業実施主体は、都道府県農業委員会ネットワーク機構とします。
- (4)全国的な農地利用調整活動等への支援事業 本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とします。
- (5) 農地情報公開システム管理事業 本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とします。

第6 都道府県基金事業の実施等

1 都道府県基金事業の実施に当たっての条件 都道府県基金事業の実施に当たっては、別紙の条件が付されるものとします。

2 事業資金の管理

- (1) 都道府県は、事業資金の設置目的、管理、運用益の処理、処分等について、条例において定めることとします。
- (2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

- ア 第3の2の(1)から(3)までの事業資金相互間の流用
- イ ア以外の流用(第3の1の事業の事業資金相互間並びに第3の1及び2の事業間の流用に限る。)であって、第6の3の(3)のイにより申請し、第6の3の(4)の承認を受けた場合
- (3) 都道府県は、都道府県基金事業に係る事業資金ごとに次の勘定科目により他の業務に係る資金と区別して経理するものとします。
 - ア 農地中間管理機構事業に係る事業資金は、「農地中間管理機構事業勘定」
 - イ 機構集積協力金交付事業に係る事業資金は、「機構集積協力金交付事業勘定」
- (4) 都道府県は、各事業資金を次の方法により運用するものとします。
 - ア 金融機関への預金
 - イ 国債及び地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得等
 - ウ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託(元本保証のあるものに限ります。)

- (5) 都道府県は、事業資金の運用収入及び事業資金の取崩しによる収入については、 事業資金ごとに事業実施に要する経費にそれぞれ充当するものとし、他の費用に 充当してはならないものとします。
- (6) 都道府県は、第5の1及び2の事業実施主体から本事業に要する経費の返還が あった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとします。

3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1) 農地中間管理機構事業

機構が、第5の1の事業実施主体として事業を実施する場合は、機構の長は、 農地中間管理機構事業(年度別)実施計画(別紙様式第1号。以下「機構計画」 といいます。)を添付して、別紙様式第2号により都道府県知事へ承認の申請をし てください。

(2)機構集積協力金交付事業

市町村が、第5の2の事業実施主体として事業を実施する場合は、市町村長は、 市町村機構集積協力金交付事業(年度別)実施計画(別紙様式第3号。以下「市 町村計画」といいます。)を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認 の申請をしてください。

ただし、第5の2の(1)のイの規定に基づき都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、都道府県知事が当該市町村に係る市町村計画を作成します。

(3) 都道府県事業

- ア 都道府県知事は、機構計画及び市町村計画(以下「機構計画等」といいます。) の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県(年度別)事業実施計画(別紙様式第4-1号。以下「都道府県計画」といいます。)を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。)へ承認の申請をしてください。特に、機構集積協力金交付事業の実施に当たっては、機構計画と市町村計画との整合について、留意してください。
- イ 都道府県知事は、第6の2の(2)のイの流用を行おうとする場合には、別 紙様式第4-1号に都道府県基金の事業資金活用計画書(別紙様式第4-3号)を添付して地方農政局長等へ承認の申請をしてください。
- (4) 地方農政局長等は、(3) により提出された都道府県計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。
- (5) 都道府県知事は、(4) によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、機構の長、市町村長及び農業委員会会長(以下「機構の長等」といいます。) に対して、機構計画等をそれぞれ承認した旨の通知を行ってください。
- (6)機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以

下の変更が生じた場合、(1)から(5)までの手続を準用してください。

- ア 事業実施主体の変更
- イ 第3の1及び2の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減
- ウ 第3の1及び2に掲げる事業の中止又は新規の実施
- エ 第6の2の(2)のイの流用額の増加

4 都道府県基金の決算報告

都道府県知事は、事業資金造成後の毎年3月31日現在において事業資金決算報告書(別紙様式第5号。以下「決算報告書」といいます。)を作成し、6月15日までに地方農政局長等へ報告してください。ただし、年度を通じて事業資金が無い場合はこの限りではありません。

5 都道府県基金事業の完了報告

- (1)機構の長は、毎年度、3の(1)の事業が完了したときは、農地中間管理機構 事業(年度別)完了報告書(別紙様式第1号。以下「機構事業完了報告書」とい います。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (2) 市町村長は、毎年度、3の(2) の事業が完了したときは、市町村機構集積協力金交付事業(年度別)完了報告書(別紙様式第3号。以下「市町村事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

また、都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施した場合は、 都道府県知事が市町村事業完了報告書を作成します。

(3) 都道府県知事は、(1) 及び(2) により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書(別紙様式第4-1号)を作成し、別紙様式第6号により都道府県基金事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに地方農政局長等へ報告してください。なお、第6の2の(2)のイの流用を行った場合は、別紙様式第4-1号に都道府県基金の事業資金活用完了報告書(別紙様式第4-3号)を添付してください。

6 都道府県基金事業の中止又は廃止

- (1)都道府県基金事業に係る事業資金の廃止時期は、平成36年度とします。ただし、国の補助金等以外により造成された分については、この限りではありません。
- (2) 都道府県は、都道府県基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてください。
- (3) 地方農政局長等は、(2) の承認をする場合、必要に応じて条件を付すことができることとします。

7 都道府県基金事業の事故の報告

都道府県は、都道府県基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに

地方農政局長等に報告し、その指示を受けてください。

- 8 都道府県基金事業の終了等
- (1) 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、都道府県基金事業について終了又は変更を命ずることができることとします。
 - ア 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」といいます。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」といいます。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。)、本実施要綱若しくは農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱(平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。)又はこれらに基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - イ 都道府県が、事業資金を都道府県基金事業以外の用途に使用した場合
 - ウ 都道府県が、事業資金の管理等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - エ 事業資金の全部又は一部の造成を継続する必要がなくなった場合
- (2) 地方農政局長等は、(1) の終了又は変更を命じた場合において、事業資金から 支出した金額に相当する金額について、期限を付して事業資金に充当することを 命ずることができることとします。

ただし、地方農政局長等がやむを得ない事情があると認めるときの取扱いは補助金適正化法第18条第3項に準じるものとします。

- (3)(2)の期限内に事業資金に充当がされない場合には、地方農政局長等は、未納に係る額について、都道府県知事にその未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の事業資金への充当を併せて命ずるものとします。
- 第7 借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理事業等推進事業、 地域集積協力金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業

第4の2により補助事業として実施する場合の借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理機構事業等推進事業、地域集積協力金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業(以下「借受農地管理等事業等」といいます。)に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

1 事業計画の作成と承認手続等

借受農地管理等事業等の実施に係る機構計画、市町村計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の3の手続に準じて行うこととします。

2 事業の完了報告

借受農地管理等事業等の完了報告に係る手続については、第6の5の手続に準じ

て行うこととします。

3 事業の中止又は廃止

借受農地管理等事業等の中止又は廃止に係る手続については、第6の6の手続に 準じて行うこととします。

第8 企業参入促進事業

- 1 事業実施計画の作成と承認手続等
- (1) 参入促進団体は、企業参入促進事業実施計画(別紙様式第7号。以下「参入促進計画」といいます。)を作成し、経営局長へ承認の申請をしてください。
- (2)経営局長は、(1)により提出された参入促進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を参入促進団体に通知します。また、承認した参入促進計画に基づき、補助金を交付するものとします。
- (3) 参入促進団体は、参入促進計画に事業費又は国庫補助金の3割を超える増減の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、経営局長の承認を受けてください。

2 事業の完了報告

参入促進団体は、企業参入促進事業が完了したときは、企業参入促進事業完了報告書(別紙様式第7号。以下「参入促進事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。

3 事業の中止又は廃止

- (1) 参入支援団体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ経営局長の承認を受けてください。
- (2)経営局長は、(1)の承認をする場合に応じて、必要に応じて条件を付すことができることとします。

第9 機構集積支援事業

- 1 事業実施計画の作成・承認の手続
- (1)農業委員会等が、第5の3の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第8号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第8号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計

画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画(別紙様式第9号。以下「都道府県支援計画」といいます。)を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を添えて地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

- (4) 地方農政局長等は、(3) により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、事業実施主体が別記3の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。
- (5) 都道府県知事は、(4) によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、農業委員会会長等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の長に対して、その旨の通知を行ってください。
- (6) 農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画又は都道府県支援計画について、以下の変更が生じた場合は、(1) から(4) までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。ただし、生じた変更が別紙機構集積支援事業経費内訳の総事業費うち交付金額の合計額が既に承認された額の同額以下の場合においては、(1) から(3) までの手続に準じて、地方農政局長等に届け出るものとし、届出をもって地方農政局長等の承認があったものとみなします。第3の3の(1) から(3) までに掲げる事業の中止又は新規の実施
- (7)全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(4)及び(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第10号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、経営局長へ承認の申請をしてください。
- (8)経営局長は、(7)により提出された全国ネットワーク機構事業計画を審査し、 その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を 全国農業委員会ネットワーク機構の長に通知します。
- (9)全国ネットワーク機構事業計画について、第3の3の(4)のア又はイ及び(5) の事業の中止又は新規の実施が生じた場合は、(7)及び(8)の手続に準じて、 経営局長の承認を受けてください。

2 機構集積支援事業の事業完了報告

- (1)農業委員会会長等は、毎年度、1の(1)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第8号。以下「農業委員会等事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(2)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第8号。以下「都道府県ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (3) 都道府県知事は、(1) 及び(2) により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第9号。以下「都道

府県支援事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の金額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに地方農政局長等に提出してください。

(4)全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(7)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第10号。以下「全国ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長に提出してください。

3 機構集積支援事業の中止又は廃止

- (1)都道府県は、機構集積支援事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてください。
- (2) 地方農政局長等は、(1) の承認をする場合は、必要に応じて条件を付すことができることとします。
- (3)全国農業委員会ネットワーク機構は、機構集積支援事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ経営局長の承認を受けてください。
- (4)経営局長は、(3)の承認をする場合は、必要に応じて条件を付すことができる こととします。

第10 農地整備·集約協力金交付事業

- 1 事業計画の作成と承認手続等
- (1)対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区における市町村長は、都道府県、機構、農業委員会及び土地改良区等の関係機関並びに関係する農業者と必要な調整を行った上で、農地整備・集約協力金交付事業意向届(別記様式第12-1号。以下「意向届」といいます。)及び市町村農地整備・集約協力金交付事業実施計画(別記様式第12-2号。以下「市町村整備・集約計画」といいます。)を都道府県知事に提出します。
- (2) 都道府県知事は、意向届及び市町村整備・集約計画を確認し、適当と判断する場合は、市町村整備・集約計画を基に、都道府県農地整備・集約協力金交付計画(別紙様式第12-2号。以下「都道府県整備・集約計画」といいます。)を作成し、別紙様式第12-3号により、地方農政局長等(ただし、北海道にあっては農村振興局長。以下農地整備・集約協力金交付事業に関して同じとします。)に対し承認の申請をしてください。本事業の承認の申請については、対象となる農地耕作条件改善事業の事業採択の申請と同時に、同じ申請先に対して行うこととします。都道府県知事は、都道府県整備・集約計画の作成にあたっては、特に対象とな

都道府県知事は、都道府県整備・集約計画の作成にあたっては、特に対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区における耕作条件実施要綱に定める事業計画等(以下「耕作条件事業計画等」といいます。)との整合について、留意してください。

(3) 地方農政局長等は、(2) により提出された都道府県整備・集約計画の内容を審

査し、その内容が適当と認められる場合は、都道府県整備・集約計画を承認するとともに、別紙様式第12-4号により、その結果を都道府県知事に通知するものとします。都道府県知事は、承認の通知を受けた場合には、遅滞なく市町村長にその写しを送付するものとします。

- (4) 都道府県知事は、耕作条件事業計画等において耕作条件実施要綱に定める重要な変更が生じた場合、(1) から(3) までの手続を準用して、都道府県整備・集約計画を変更してください。
- (5) 市町村整備・集約計画及び都道府県整備・集約計画は、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」といいます。) 附則第3条第1項の特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画及び次世代農業発展計画によって、構成されます。
- (6)対象となる農地耕作条件改善事業を土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき実施する場合に、令附則第3条第1項の農林水産大臣が定める基準は、以下に掲げる事項が明かなものであることとします。
 - ア 計画区域の概況
 - イ 担い手の見通し
 - ウ 担い手の経営規模の拡大の見通し及びこれを実現するために必要な農地集積 ・集約化の内容

2 事業の完了報告

- (1) 市町村長は、毎年度、事業が完了したときは、市町村農地整備・集約協力金交付事業完了報告書(別紙様式第12-5号。以下「市町村整備・集約事業完了報告書」といいます。) を作成し、都道府県知事へ報告します。
- (2) 都道府県知事は、毎年度、市町村整備・集約事業完了報告書を基に、都道府県 農地整備・集約協力金交付事業完了報告書(別紙様式第12-5号。以下「都道府 県整備・集約事業完了報告書」といいます。) を作成し、地方農政局長等へ報告し てください。
- (3)地方農政局等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、 都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとします。
- (4) 都道府県知事は、(3) の規定による指導を受けた場合には、改善措置を講じた上で、必要に応じて、都道府県整備・集約計画を修正し、地方農政局長等に提出しなければなりません。

3 事業の中止又は廃止

- (1) 農地整備・集約協力金交付事業の廃止時期は、平成35年度とします。
- (2) 都道府県知事は、農地整備・集約協力金交付事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてください。
- (3) 地方農政局長等は、(2) の承認をする場合、必要に応じて条件を付すことができることとします。

第11 国及び都道府県等による補助等

1 国の補助等

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限ります。)を対象として、都道府県、機構、全国農業委員会ネットワーク機構及び参入促進団体に対して補助金等を交付します。

2 都道府県の補助等

- (1) 都道府県基金事業及び借受農地管理等事業等
 - ア 都道府県は、第4の1及び2で定める都道府県基金事業及び補助事業として 実施する借受農地管理等事業等(以下「都道府県基金事業等」といいます。)に ついて、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金によって造成し た事業資金又は交付された補助金を財源として補助を行います。
 - イ 都道府県基金事業等の事業実施主体は、都道府県が定めるところにより、本 事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限ります。)について、都道府 県に対して交付の申請をしてください。
 - ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第6の3の(3)の都道府県 計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

(2) 機構集積支援事業

- ア 都道府県は、第4の4で定める機構集積支援事業について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された交付金を財源として交付を行います。
- イ 機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限ります。)について、都道府県に対して交付の申請をしてください。
- ウ 都道府県は、アの交付金の交付に当たっては、第9の1の(3)の都道府県 支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。
- (3) 農地整備・集約協力金交付事業

都道府県知事は、都道府県整備・集約計画に記載された事業実施年度内に本事業を完了してください。

第12 補助金等の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書若しくは都道府県農地整備・集約事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県又は参入促進団体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

- 2 都道府県は、国から1に基づき補助金等の返還命令があった場合は、都道府県基金事業等又は機構支援事業の事業実施主体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。
- 3 都道府県基金事業等又は機構集積支援事業の終了後において、事業実施主体から 補助金等の返還があった場合には、都道府県は、これを国に納付してください。
- 4 国は、都道府県基金事業を適切かつ効率的に実施するため、都道府県に対し、「補助金等により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うほか以下に掲げる場合には、都道府県に当該残額を納付させることがあります。
 - (1) 事業資金の額が基金事業の実施状況等に照らして過大であると認められる場合
 - (2) 第6の6の(1) に定めた基金事業又は事業資金の廃止時期が到来した場合
 - (3) 使用見込みの低い事業資金があると認められる場合

第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等及び機構集積支援事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、都道府県農地整備・集約計画、都道府県基金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、都道府県基金の事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県東援事業完了報告書、都道府県東大田市・集約事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の8の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1、2若しくは3の事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の2の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

第14 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付 決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2及び3の(1)から(4)までの事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となってから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第11号)を地方農政局長等に提出する

こととします。なお、第3の3の(3)の事業(農地情報公開システムの利用に係る経費に限る。)及び(5)のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、都道府県等は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行ってください。

また、この場合、都道府県等は、交付要綱第4の規定による申請書の提出に当たっては、申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。

3 地方農政局長等は、都道府県等に対し、事業着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにします。

第15 関係施策との連携

都道府県、都道府県基金事業等及び機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県基金事業等又は機構集積支援事業を実施するに当たり、人・農地プランの実質化支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱(平成30年4月1日付け29政統第1973号農林水産事務次官依命通知)、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)及び中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。

第16 関係機関との連携

都道府県及び事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、関係機関と密接に連携 し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めてください。

第17 報告及び検査

国は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、機構、市町村、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構、全国農業委員会ネットワーク機構、参入促進団体及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。

第18 その他の留意事項

本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局農地政策課(ただし、農地整備・集約協力金交付事業に関しては農林水産省農村振興局農地資源課)に文書で照会し、文書で回答を求めることができます。

附 則(平成26年2月6日付け25経営第3139号) この通知は、平成26年2月6日から施行します。 附 則 (平成26年3月31日付け25経営第3139号-1)

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱(以下「25年度補正 要綱」といいます。)の規定に基づき、平成25年度までに実施した事業(25年度補正 要綱第11の2に基づき交付決定前に着手していたものを含みます。)の取扱いについ ては、なお従前の例によるものとします。

附 則 (平成27年4月9日付け26経営第3247号)

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。ただし、第6の3の(2)、第6の4の(4)のイ及び(7)のエ、第6の5の(3)、第6の6の(4)及び第9の5の(3)については、この限りではありません。

附 則 (平成28年3月30日付け27経営第3252号)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成27年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。ただし、平成27年度までに造成した第4の1の都道府県基金事業に係る資金により平成28年度以降に実施する事業の取扱いは、この限りではありません。
- 3 全国農業会議所事業実施要領(平成24年4月6日付け23経営第3426号農林水産事務次官依命通知)は廃止します。この場合において、当該通知によって平成27年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則(平成28年10月11日付け28経営第1632号) この通知は、平成28年10月11日から施行します。

附 則 (平成29年3月28日付け28経営第3196号)

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成28年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則 (平成29年4月24日付け29経営第161号)

- 1 この通知は、平成29年4月24日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、この通知の施行前までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則 (平成30年3月30日付け29経営第3462号)

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則 (平成31年4月1日付け30経営第3200号、 平成31年4月1日付け30農振第4095号)

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成30年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

都道府県基金事業実施に当たっての条件

第6の1の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。

- 1 都道府県知事は、都道府県基金事業により取得し又は効用の増加した財産については、都道府県基金事業終了後においても「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」といいます。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている期間、大蔵省令に定めのない財産については、交付規則別表で定める期間(以下これらの期間を「処分制限期間」といいます。)内は、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、都道府県基金事業の目的に沿って使用し、その効率的な運用を図ることとします。
- 2 都道府県知事は、都道府県基金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、 不動産及びその従物並びに都道府県基金事業により取得し、又は効用の増加した価格 が単価50万円以上の機械及び器具について、処分制限期間内においては、農林水産大 臣の承認を受けずに、都道府県基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸 し付け、又は担保に供してはなりません。
- 3 2の財産について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けて処分 したことにより収入があったときには、当該収入の全部又は一部を国に納付させるこ とがあります。
- 4 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、機構の長、市町村長及び農業委員会会長(以下「機構の長等」といいます。)に対し、次に掲げる条件を付してください。
 - (1)機構の長等は、補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
 - (2)機構の長等は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
 - (3)機構の長等は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
 - (4)機構の長等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が 困難となった場合においては、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けな ければならないこと。
- (5)機構の長等は、この都道府県基金事業に係る交付要綱、実施要綱に従わなければ ならないこと。
- (6)機構の長等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに

- 係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。 ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した事業実施主体については、次の条件に従わなければならないこと。
- ア 機構の長等は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入 れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して 報告しなければならない。
- イ 機構の長等は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績 報告においてアにより減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事に返還しなければならない。
- ウ イによる報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。 ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定していない場合には翌年度 の6月15日までに報告するものとする。
- (7)機構の長等は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助 事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金 交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8)機構の長等は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(機械及び器具については、取得価格又は効用の増加した財産が50万円以上のもの)について、処分制限期間内においては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。また、処分制限期間内に都道府県知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を報道度県知事に納付させること

り収入があったときは、当該収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

(9)機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ 当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算 して5年間(実施要綱第3の2の事業に関連するものは10年間)整備保存しなけれ ばならないこと。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

- 5 都道府県知事は、機構の長等に付した条件により承認しようとする場合は、あらか じめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければなりません。 ただし、4の(1)から(4)までに係るものについてはこの限りではありません。
- 6 地方農政局長等は、基金への充当又は国への納付を条件に5の承認を行った場合に おいて、当該納付が困難なやむを得ない事情があると認められるときの取扱いは、補 助金適正化法第18条第3項の規定に準じることとします。

- 7 都道府県知事は、4の(6)により機構の長等からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合又は4の(8)により機構の長等から補助金相当額の全部又は一部を収納した場合、国庫補助金相当額について、基金解散前にあってはこれを都道府県基金に充当し、事業資金解散後にあってはこれを国に納付しなければなりません。
- 8 都道府県知事は、機構の長等が4により付した条件を遵守するよう善良な管理者の注意をもって指導監督しなければなりません。

(別表1)

用語	定義
担い手	次のいずれかの経営体をいう。 1 認定農業者 ① 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。)第12条第1項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体。 ② 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人。 2 認定新規就農者基盤強化法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体。 3 基本構想水準到達者年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体。 4 集落営農経営次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営。 ① 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体。 ② 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織。
農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。 以下「機構法」といいます。)第2条第4項に規定する「農地中間 管理機構」をいいます。
農用地等	機構法第2条第2項に規定する「農用地等」をいいます。
農地中間管理事業	機構法第2条第3項に規定する「農地中間管理事業」をいいます。
集落営農組織	経営所得安定対策実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133 号農林水産事務次官依命通知)IVの第1の1の(1)の①のイに規 定する「集落営農」をいいます。
特定農作業受委託契約	農作業を委託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価

として充当することを約したものをいいます。 ① 稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀 ② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫 ③ その他の作目にあっては、①及び②に準ずる作業 以下に掲げる農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止 経営転換 することをいいます。 ① 土地利用型作物(稲(青刈り稲及び WCS 用稲を含む。)麦(小 麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、そば、なたね、て ん菜及びでん粉原料用ばれいしょ) ② 露地野菜等(野菜、ばれいしょ(でん粉原料用ばれいしょを除 く)、甘しょ、豆類(大豆を除く)、飼料用作物(牧草を除く)、 芝、たばこ) ③ 施設野菜 ④ 露地果樹 ⑤ 施設果樹 ⑥ 露地花き ⑦ 施設花き ⑧ 茶 9 牧草 ① サトウキビ ① その他(上記以外の農業生産部門) なお、機構集積協力金における「施設」は、ガラス室、ビニール ハウスなど、加温・保温の容器的施設の中で各種作物の生育条件に 合うように、温度、湿度、照度などの栽培環境を人工的に作り出す ことが可能な農業部門をいい、雨よけ用被覆、トンネル栽培、マル チ栽培は含みません。 農地の相続人 機構集積協力金の交付を受ける年度又はその前年度に農地を相続 し、相続人自らは農業を行わない者をいいます。 団地 以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない 2筆以上の隣接する農地をいいます。 ① 畦畔で接続する農地 ② 農道又は水路等を挟んで接続する農地 ③ 各々一隅で接続する農地 ④ 段状に接続する農地 ⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

人・農地プラン	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地実施要綱」といいます。)第2の人・農地プランをいいます。	
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条 第1項の規定により指定された「農業振興地域」をいいます。	
自作地	交付対象者又は交付対象者の世帯員等(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第2項に規定する世帯員等をいいます。)が、機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地(交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの)をいいますが、以下の点に留意してください。 1 「1年前の時点」について (1)災害の発生や土地改良事業(基盤整備)の実施に伴い、本人の意思に関わらず物理的に耕作不可能となっていた期間がある場合は、当該不耕作期間と連続する耕作期間が機構に貸し付けた日から1年以上あれば自作地として取り扱います。 (2)地域における協定等により貸借により集団転作(ブロック・ローテーション。以下「BR」といいます。)を行っていた場合には、自作地面積を以下のとおり取り扱うこととします。ただし、同一のBR地域の農業者全てに同一の要件を適用してください。 ア BRについて、既に1ローテーションの計画期間を満了し、更に継続して取り組んでいる場合(イ以外の場合) (機構への貸付けを行った時点から、その時点で参加しているBRの計画期間における、第個の買用における、第個の関目における、第個の関目における、第個の関目におけるの時点であかまにより、第個の関目におけるの時点であります。	

	イ BRに初めて参加し、計画期間を満了していない場合
	機構への貸付けを行った時点から、1年前までの間の、申請者の取組が行われた年における地域のBRの自作地面積の合計をの申請者の取組が行われた年における地域のBRの申請者の取組が行われた年における地域のBRの取組面積の合計を含む)
	2 「耕作又は適正な管理を行っていた」について 農作業の委託(特定農作業委託を含みます。)を含みます。
共有農地	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。)第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転として機構への貸付けを行った農地をいいます。
遊休農地	農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいいます。
土地収用	土地収用法(昭和26年法律第219号)等による収用により機構に貸し付けている農地が買い取られる場合をいいます。
利用権	賃借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。
農地利用集積円滑 化団体	基盤強化法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいい ます。
旧農地保有合理化法人	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)第1条の規定による改正前の基盤強化法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人をいいます。
白紙委任	農地利用集積円滑化団体又は旧農地保有合理化法人(以下「農地集積円滑化団体等」といいます。)との間で、10年以上を委任期間として農地の貸付け(農作業委託を含みます。)の相手先を指定せず、かつ、次のいずれかの内容について委任を行う旨が書面により意思表示されている委任契約を締結することをいいます。 ① 6年以上(基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定によ

- り、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行う ことを目的に白紙委任する場合には5年)の農地の利用権の設定 及びその相手方の選定(相手方を限定しないものに限ります。)
- ② 6年以上の特定農作業委託契約の締結及びその相手方の選定 (相手方を限定しないものに限ります。)
- ③ 農地利用集積円滑化団体等に農地の所有者が農地の利用権を設 定した場合には、当該農地の転貸について6年以上(基盤強化法 第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農 地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任す る場合には5年)の利用権の設定及びその相手方の選定(相手方 を限定しないものに限ります。)

なお、農地利用集積円滑化団体等が、農地の受け手との間で契 約を締結する際に、地域の合意の下で行われるBRの取組により 6年以上の利用権の設定又は農作業委託契約の締結が困難な場合 は、BRの取組計画書に基づき期間の設定を行うことが可能です。

都道府県農業委員

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「農業委 会ネットワーク機 員会法」といいます。) 第42条第1項の規定による都道府県知事の 指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいいます。

全国農業委員会ネ ットワーク機構

農業委員会法第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受 けた農業委員会ネットワーク機構をいいます。

(別表2)

区分	内 容	注意点	補助率
1 借受農地管	理 第3の1の(1)の事業を実施するために 直接に必要な農用地等の賃料、保全管理経費 (管理経費(委託費を含む。)、土地改良区等 から徴収される賦課金等、共同出役に代えて 支払う金銭(委託費を含む。))		7/10
2 農地集積奨金	助 第3の1の(2)の事業により交付される 奨励金		定額
3 農地中間管			
謝金	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要とする事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		定額
旅費	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要な都道府県、機構の経費及び専門家等に支払う経費		定額
事務等経	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、借受・貸付希望者宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限ります。)、雑役務費(手数料、自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。)等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、事務所等使用料(負担金)、消耗品、賃金(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、諸手当(臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限ります。)、共済		定 額

	費(臨時雇用者、機構役職員等の賃金に係る 社会保険料及び子ども・子育て拠出金)、労働 者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で 機構が支払うものに限ります。)、市町村に対 する農用地利用配分計画の原案作成に係る協 力金(第3の1の事業で機構が支払うものに 限ります。)			
備品費	第3の1の(1)及び(3)の事業の実施するために直接に必要な貨客兼用自動車、事務用机、椅子及び書庫ロッカー(第3の1の(1)及び(3)の事業で機構が購入するものに限ります。)	動車の購入は、当該自動	定	額
委託費	第3の1の(3)のイの事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に支払う実働に応じた賃金共済費等を含みます。)	体の正職員に	定	額
公課費	印紙税、自動車重量税(本事業で取得した 自動車に係るものに限ります。)		定	額
測量費	機構が農用地等を借り受けるに当たって、 特に必要となる場合の測量に要する経費(境 界画定に要する経費を除きます。)	機構が借り 受けなかった 場合は、補助 対象外としま す。	定	額
予納金	不在者財産管理人の選任の申立てに係る予納金		定	額

その他の組費	経 上記のほか事業を実施する上で必要となる 経費	定	額
4 企業参入促達事業	進		
謝金	第3の1の(4)の事業を実施するために 直接に必要な、専門的知識の提供、資料の収 集、会議の出席等について協力を得た有識者 及び講師等に対する謝金	定	額
旅費	第3の1の(4)の事業を実施するために 直接に必要な ① 会議、打合せに出席した職員その他の 出席者に対して支払う旅費 ② 講師に対して支払う旅費	定	額
事務等経動	第3の1の(4)の事業を実施するために 直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、宣伝 費、雑役務費(手数料、印紙代)、借上費(会 場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、賃 金(事業を実施するために臨時的に雇用した 者に対して支払う実働に応じた対価)、専門員 等設置費(本事業を実施するため、新たに雇 用した専門員(企画・運営、各種調査、分析、 相談等業務を行うための専門技術・知識を有 する者)に対して支払う実働に応じた対価)、 技能者給(本事業を実施するため、追加的に 必要となる専門的知識、技能を要する業務に 対して支払う実働に応じた対価)、諸手当、共 済費(社会保険料及び子ども・子育て拠出金)	定	額
委託費	第3の1の(4)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)	定	額
その他の約費	圣 上記のほか事業を実施する上で必要となる 経費	定	額

5 機構集積 金交付事業					
機構集力金	 集積協	第3の2の(1)、(2)及び(4)の事業 により交付される協力金		定	額
推進事	事業費	第3の2の(3)の事業により交付される 推進事業費	以下の①~④ の範囲内にお いて対象とし ます。		
① 通 消耗品		本事業を実施するために直接に必要となる 通信に要する費用及び消耗品の購入に要する 費用		定	額
確認	道府県	都道府県が、本事業を実施するに当たり直接に必要な、市町村に対し指導・確認を行うための旅費に要する費用		定	額
	(市町	市町村が、交付対象者に対し協力金を交付 する際の振込に直接に要する費用		定	額
④ 交 務費 村に随	(市町	市町村が、本事業の交付要件や交付額を確認する際に直接に要する費用(臨時的に雇用した者の実働に応じた対価、市町村職員の時間外労働に応じた対価)、共済費(臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)		定	額
6 機構集積事業	責支援				
旅費		第3の3の事業を実施するために必要な ① 資料収集、各種調査、巡回指導、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び職		た	だ

	員その他の出席者に対して支払う旅費 ② 研修会の講師に対して支払う旅費	主体が規程(地方は大きのでは、地方で関す方とのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	の(4) のイに あって は、1 /2以
報酬・謝金	第3の3の事業を実施するために必要な弁護士、行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金	金は、業務の	ただ し、第
賃金	第3の3の事業を実施するために必要な ① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。) ② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価第3の3の(4)の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価	の事業主負担 分など、「賃金」 ではなく、「賃金」 の区分により の目してく 質金の単価	定 し3ののあは/内る て、の(イっ、2と。額だ第3)にて1以す

		(地方公共団体が定める規則に準拠する) はまままでは、ショウンは、ショウンは、カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	
手当	第3の3の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した農地法第25条第2項に規定する仲介委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	については、 業務の内容に	ただ し、第 3の3 の(4) のイに あっ
予納金	第3の3の(1)の事業を実施するために 必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地 検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対す る予納金		定額
印刷製本費	第3の3の事業を実施するために必要な ① 教材、資料及びパンフレット等の印刷代 (用紙代を含みます。) ② 教材及び資料等の製本代		定 た、ののあは/内る額だ第3)にて1以す

借料及び使用料	第3の3の事業を実施するために必要な会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン及びプリンターのリース費用等(ただし、別記3の第2の1の(5)における農地台帳システムに係るハードウェア及びソフトウェア等のリース費用は除く。)		定 た、ののあは/内る額だ第3)にて1以す。
雑役務費	第3の3の事業を実施するために必要な調査等の集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等		定 し 3 の の あ は / 内 る 額 だ 第 3 () に て 1 以 す
通信運搬費	第3の3の事業を実施するために必要な通信料、郵便料、運送料及び発送料等		定 し 3 の の あ は / 内 る 額 だ 第 3 () に て 1 以 す
備品購入費	第3の3の事業を実施するために必要な農	市町村等の	定額

	業委員会の総会又は部会における議事録作成 や農地の利用状況調査に必要な事務機械器具 等の購入費	し、第
消耗品費	第3の3の事業を実施するために必要な各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	ただ
システム改 修費	第3の3の(5)の事業を実施するために 必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェア リース料、データ構築費用、システムセット アップ費用、サーバー等関連機器リース料、 地図データリース料等	定額
委託費	第3の3の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、 共済費等を含みます。)	定 た し 3 の の の あ は / 2 は 7 こ 1 2 1 2 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

		内とす
		る。
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費	定 た し、の 3 の (4) の あ あ あ の あ
		は、1 /2以 内とす る。

- 1 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず第5の事業実施主体で具備すべき備品、物品等を購入またはリース・レンタルする場合は対象外とします。
- 2 人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に従うものとします。

農地中間管理機構事業

第1目的

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構を設立し、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる経費を支援します。

第2 借受農地管理等事業

- 1 本事業の実施地域 本事業を実施する地域は、農業振興地域の区域とします。
- 本事業の対象
 本事業の対象は、農用地等とします。
- 3 対象となる経費
- (1) 賃料については、機構が農地中間管理権を有する農用地等に係る支出額から収入額(機構が借り受けた後に条件整備が行われた農地における賃料上昇分を除きます。) を控除した額を対象とします。

ただし、機構から転貸を受けた受け手から賃料の全部又は一部を受け取ることができなかった場合の経費は原則対象としません。(受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により受け手から徴収できなかった場合の経費は対象とします。)

(2) 保全管理経費については、機構が農地中間管理権を有する農用地等であって、 機構が受け手に貸し付けていない農用地等の保全管理に要する経費のうち以下の 経費を対象とします。

ア 管理経費

耕起、除草、防除等に要する機械の借入料、光熱動力費、薬剤費その他資材 費、雇用労賃及び委託費

- イ 土地改良区等から徴収される賦課金等
 - 土地改良区から徴収される賦課金、水利組合等から徴収される水利費 (滞納金及び機構が貸し付けた後の期間に係る賦課金等は補助の対象外とします。)
- ウ 共同出役に代えて支払う金銭

地域の農地、水利施設等の維持のための共同出役に代えて支払う金銭及び出 役を委託する場合はその委託費

第3 農地集積奨励金交付事業

別記1別紙1により、農地集積奨励金を交付します。

第4 農地中間管理事業等推進事業

1 都道府県推進事業

農地中間管理事業を推進するため、機構に対する指導、必要な会議の開催、基金の管理等の都道府県推進事業に要する経費を対象とします。

なお、具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙2の規定のとおりです。

- 2 農地中間管理機構運営事業
- (1)機構が借受希望者の募集、配分計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、 相談窓口業務等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。
- (2)機構がその業務の一部を委託する場合には、委託契約の締結に係る実施要領を 定めることとします。
- (3) なお、(1) 及び(2) に係る具体的な事業費及び予算配分については、別記 1 別紙 2 の規定のとおりです。
- 3 企業リスト作成・セミナー開催事業
- (1) 参入企業リスト作成・セミナー開催事業は、次に掲げる活動とします。
 - ア 農業への参入を希望する企業等一般法人に対する相談業務
 - イ 農業への参入を希望する企業等一般法人のリスト作成
 - ウ 農業への参入を希望する企業等一般法人に対するセミナーの開催
- (2) 事業に要する経費の使途

参入企業リスト作成・セミナー開催事業に要する経費の使途は、別表2の3に 掲げる内容とします。

第5 企業参入促進事業

1 事業の内容

企業参入促進事業は、次の取組を内容とするフェアの開催とします。

- (1) 企業参入フェアの開催 全国主要都市において、2回以上開催するものとします。
- (2) 企業参入フェアの内容

ア 参入希望企業向け相談会

(ア) 参入企業個別支援ブース (栽培技術協力、販路開拓支援等)

(イ) 地方自治体等による支援情報提供ブース

イ 来場した参入希望企業(以下「来場者」といいます。)に対し、農業参入する ために必要な知識、農業参入した企業の事例を紹介するセミナー

ウ その他企業参入促進のために必要と認められるもの

(3) 企業参入フェアの運営

ア 個別支援ブース訪問カードの作成

来場者が企業の農業参入についての説明を効率的に受け易くするため、法 人名、役職、氏名、参入希望の動機、参入希望地域等を記載する訪問カード を作成し、企業参入フェアにおいて来場者に配布するものとします。来場者 は、相談内容に応じた個別支援ブースに訪問カードを提出するものとします。

イ 来場者アンケートの実施

来場者の来場の経緯、農業参入ニーズ、来場後の農業参入に向けた活動意向を把握するため、来場者アンケートを実施するものとします。

ウ フォローアップ調査の実施及び報告書の作成

企業参入フェアに参加した企業等に対して、その後の相談対応等の支援や参 入状況を確認するための調査を当該年度内に継続的に実施するものとします。

また、企業の農業参入に向けた課題や解決策等を明確にするため、企業参入フェアを通じて情報収集に努めるとともに、来場者のうち農業参入した企業に対する取材等を実施するものとし、これらをまとめた報告書を作成するものとします。

2 事業の推進

本事業の効率的かつ効果的な実施のため、農業関係団体、農業経営者、既に農業に参入している企業等の有識者により事業推進委員会を設置し、実施方針及び推進方針等を審議することができるものとします。

3 事業に要する経費の使途

企業参入促進事業に要する経費の使途は、別表2の4に掲げる内容とします。

なお、経費のうち、賃金、専門員等設置費、技能者給、手当及び旅費(以下「賃金等」といいます。)については、設定された単価が妥当であるか精査する必要がありますので、支給規則等を事業実施計画提出の際に添付してください。

また、事業実施主体は、賃金等の支払いの対象となった者の日誌等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容等を証明しなければなりません。

別記1別紙1

農地集積奨励金

第1 機構が借り入れた農用地等に係る費用(別記1第2の事業に要する経費)への補助は、貸付率に応じて、下表のとおりとします。

貸付率(%)	0以上55未満	55以上70未満	70以上85未満	85以上
補助率(%)	0	6. 5	13	20

第2 第1の貸付率については、毎年度12月末日時点で、次の計算により算出した数値とします。

- (A) =機構が貸し付けている農用地等面積
- (B) =機構が借り受けている農用地等面積- (X)
 - (X) =機構が借り受け、機構が賃料及び保全管理経費を負担していない農用地等の 面積

第3

- 1 都道府県は、貸付率報告書(別記1様式)を作成し、1月末までに、地方農政局 長等へ提出してください。
- 2 地方農政局長等は、1により提出された報告書を審査し、第1に記載するいずれ の補助率(%)に該当するかを、都道府県に通知します。

農地中間管理事業等推進事業

第1 要綱本文第10の1に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、1 により算定された額とします。

なお、別表2の区分欄の3の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」 とは、「定額 (7/10相当)」とします。

- 1 算定方法
 - ① 事業費×定額(7/10相当)
 - ② なお、事業費には、別表2の内容欄に規定している補助対象経費の他に、都道 府県等が事業実施のために実質的に負担している2の経費(以下「実質的負担額」 といいます。)を含めることができることとします。
- 2 実質的負担額について
 - ① 都道府県から機構への併任・派遣職員等の賃金・旅費
 - ② 臨時雇用職員の賃金
 - ③ 会場借料、事務所使用料及び自動車使用料
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、地方農政局長等が特に必要と認める経費
- 第2 第1の1については、事業実施後の事業完了報告(要綱本文の第6の5の(1) 及び(3)並びに第7の2をいいます。)においても、同様とします。
- 第3 都道府県は、第1の2の実質的負担額を事業費に含める場合には、別紙様式第4 -1号の2の(3)実質負担額の内訳が確認できる書類等を整備するものとし、地 方農政局長等の求めに応じて提出するものとします。

別記1別紙様式

番 号 年 月 日

○○地方農政局長 農林水産省経営局長 宛 内閣府沖縄総合事務局長

> (○○都道府県知事) 氏 名 印

平成〇〇年度農地中間管理機構の貸付率の報告について (農地集積奨励金交付事業)

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139 号農林水産事務次官依命通知)別記1別紙1第3の1に基づき、農地中間管 理機構の貸付率について、報告します。

(単位:ha、%)

	累計(ストック)
借受面積(①) うち転貸面積(②)	
うち管理面積 うち費用負担のない面積(③)	
貸付率(②/(①-③))	

※面積については、ha 単位で、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。 貸付率については、%単位で、小数点第2位を切捨てし、小数点第1位まで記載すること。

添付資料:管理台帳

費用負担がないことを証する資料

(別記2-1)

機構集積協力金交付事業 (地域集積協力金交付事業等)

第1目的

機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した 担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とします。

第2 事業実施地域

本事業の対象農地は、農業振興地域の区域内の農地とします。

また、東日本大震災の津波被災地域に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、本事業の中で支援することとします。

第3 事業の内容

- 1 地域集積協力金交付事業
- (1)集積・集約化タイプ

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、担い手への農地集積・集約 化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付します。

(2) 集約化タイプ

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、担い手同士による耕作地の 交換等により農地の集約化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付しま す。

2 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者及び農地 の相続人に対し、第6により協力金を交付します。

3 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する1及び2の協力金の交付に要する経費を第7により補助します。

第4 都道府県基金事業の事業資金の取崩及び国による補助

- 1 都道府県は、既に造成している都道府県基金事業の事業資金から第3の事業に必要な経費を取り崩すことができます。
- 2 国は都道府県に対して、予算の範囲内で第3の事業に必要な経費を補助します。

第5 地域集積協力金交付事業

- 1 交付対象地域
 - 以下の要件を満たす「地域」とします。
- (1) 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること(区域の外縁が明確である場合に限ります。)。
- (2)以下のいずれかに該当するものであること。
 - ア 農業集落、大字又は学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上 の話合いの単位となっているもの。
 - イ アによりがたい場合には10ha以上(北海道においては30ha以上)のまとまり のある農地で人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの。
- (3) 構成戸数が複数戸であること。
- (4) 農地面積が農地台帳により明確であること。
- (5)(1)の人・農地プランは、以下のいずれかに該当するものであること。
 - アー人・農地プランが実質化されていること。
 - イ 平成31年度及び平成32年度に限り、人・農地実施要綱により、人・農地プランの実質化に向けた工程表を公表した地区であること。
- 2 一度定めた「地域」の取扱い
- (1)本協力金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」 を2回目以降の交付額の算定に用いることを原則とします。
- (2) ただし、本協力金の交付を受けた後に人・農地プランの対象区域が変更された場合など、その後の事情の変化で「地域」の範囲を見直すことが必要であると市町村が認める場合は、都道府県と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができます。
- 3 交付額
 - (1) の「機構の活用率」に応じて、4の(1) のイ及び4の(2) のイに定める各タイプの交付単価に(2) の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。
- (1)機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

機構の活用率 = 対象期間内の貸付面積 - 再貸付面積 「地域」の農地面積 - 対象期間前の貸付面積 注1:「対象期間内の貸付面積」とは、原則、事業実施年度の前年度の3月(平成31年度は、前年度の1月)から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積。

ただし、地域の話合いの開催時期や農作物の作期の都合等により、機構への農地の貸付けが2月末を跨いで順次行われる地域については、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月末までに機構に貸し付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として算定できるものとします。

なお、この取扱いは、2月末時点で集計した場合の交付額が、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月末までの機構への貸付面積(貸付予定面積を含む)で算定した場合の交付額を下回ることが見込まれる地域に限るものとします。

- 注2:「再貸付面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられた ことのある農地で、機構との貸借期間の満了又は合意解約等の後、再度、 機構に貸し付けられた農地の面積。
- 注3:「対象期間前の貸付面積」とは、対象期間の起算日の前日時点に機構に貸し付けられている農地面積。
- (2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

交付対象面積 = 対象期間内の貸付面積 - 再貸付面積

- 貸付期間6年未満の農地面積

- 4 交付要件及び交付単価
- (1)集積・集約化タイプ
 - ア 交付要件

集積・集約化タイプの交付を受けるためには、交付対象面積に占める以下に 掲げる農地面積の割合がいずれも1割以上であることが必要です。

- (ア) 新たに担い手に集積される農地面積
- (イ)機構から転貸又は特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積(計画を含む。)から機構に貸し付けられる前に担い手が耕作していた農地面積を 差し引いた面積
- 注:「新たに担い手に集積される」とは、機構に貸し付けられた日の前年度の3月 末時点から機構へ貸し付けられるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有

権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸付け又は特定農作業委託されることをいいます。

イ 交付単価

(ア) 一般地域((イ)の地域以外)

a 機構の活用率が20%超40%以下:1.0万円/10a

b 機構の活用率が40%超70%以下:1.6万円/10a

c 機構の活用率が70%超 : 2.2万円/10a

ただし、前年度以前に地域集積協力金の交付を受けており、かつ、再度交付申請する地域については、(ア)のaの機構の活用率を10%超40%以下とします。

(イ) 中山間地域

a 機構の活用率が4%超15%以下:1.0万円/10a

b 機構の活用率が15%超30%以下:1.6万円/10a

c 機構の活用率が30%超50%以下: 2.2万円/10a

d 機構の活用率が50%超 : 2.8万円/10a

- (ウ) 別記2別表1に掲げる市町村の地域等にあっては、(ア) 及び(イ) の交付 単価に0.3万円/10aを加算します。
- ウ 中山間地域の交付単価の適用範囲等
- (ア) イの(イ)の中山間地域の交付単価を適用する地域は、以下の全てに該当する地域とします。
 - a 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振 第2275号農林水産事務次官依命通知)第2の「地域別農業振興計画」にお いて、本事業の実施について位置付けられていること。
 - b 「農林統計に用いる地域区分について」(平成13年11月30日付け13統計第 956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域又は山 間農業地域の基準(旧市区町村別)に該当すること。
- (イ) 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であって、(ア)のaに該当する地域に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用します。
- エ 一般地域と中山間地域が混在する「地域」の場合の交付額の算定方法 1の「地域」内に一般地域と中山間地域が混在している場合は、それぞれの 地域ごとの「機構の活用率」及び「交付対象面積」を用いて算定した額を合算

して交付額を算定するものとします。

(2) 集約化タイプ

ア 交付要件

集約化タイプの交付を受けるためには、以下のいずれかの要件を満たすこと が必要です。

- (ア)地域の農地面積に占める同一の担い手が耕作する1ha以上(中山間地域((1)のウの(ア)のbに該当する地域)及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上)の団地面積の割合が目標年度(事業実施年度の翌々年度。以下同じ。)までに20ポイント以上増加すること。
- (イ) 同一の担い手が耕作する 1 ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手が耕作する団地又は独立する 1 筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度までに1.5倍以上となること。

イ 交付単価

(ア)機構の活用率が40%超70%以下:0.5万円/10a

(イ)機構の活用率が70%超 : 1.0万円/10a

5 交付金の使途

市町村は、都道府県から交付を受けた本協力金につき、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、その使途を自ら決めることができます。

なお、本協力金の交付を受けた「地域」が、話合いにより自ら交付金の使途を決 定した場合には、その内容を市町村に報告してください。

6 経過措置

以下の全てに該当する「地域」については、平成31年度に限り、事業実施年度の 前年度の9月から事業実施年度の8月末までに機構に貸し付けられた農地面積を「対 象期間内の貸付面積」として交付額を算定できるものとします。

- (1) 平成30年度の対象期間の終期である12月末を跨いで機構への貸付けが順次行われている「地域」。
- (2) 平成30年度までに地域集積協力金の交付を受けていない「地域」。

7 留意事項

- (1) 4の(1) 又は(2) のいずれかのタイプの交付を受けた地域は、同一年度に 再度本協力金の交付は受けられません。
- (2) 市町村は、本協力金の交付に当たり、「地域」において交付要件を満たすことが

確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとします。

- ア 農地利用の現況と計画(目標)が分かる図面(担い手毎の集積・集約化の状況が分かる図面等)と農地台帳との突合等により、面積の確認を行うものとします。
- イ さらに、地域の話合いへの参画、地域の代表者や担い手農業者等からの聞き 取り等により、計画に関する同意が得られていることを確認するものとします。

第6 経営転換協力金交付事業

- 1 交付対象者 以下のいずれかに該当する農地所有者(個人又は法人)とします。
- (1)農業部門の減少により経営転換する農業者
- (2) リタイアする農業者
- (3) 農地の相続人で農業経営を行わない者
- 2 交付要件
- (1)農業部門の減少により経営転換する農業者の場合機構に対し、全ての首作地を10年以上貸し付けることが必要です。ただし、以下の自作地を除きます。
 - ① 農業振興地域外の自作地
 - ② 農業振興地域内の10a未満 (畦畔を除いた面積とします。) の自作地
 - ③ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地
 - ④ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地
- (2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合 機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けることが必要です。 ただし、以下の自作地を除きます。
 - ① 農業振興地域外の自作地
 - ② 農業振興地域内の10a未満 (畦畔を除いた面積とします。) の自作地
 - ③ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地
- (3) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は、農業経営を 目的として利用権の設定を受けている農地又は特定農作業受委託契約に基づき農 作業を受託している農地がある場合には、これらを解除することが必要です。

- (4) 遊休農地の所有者はこれを解消することが必要です。ただし、所有する全ての 遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸付けの意 思を文書で表明した場合は、遊休農地の解消に係る交付要件を満たしたものとみ なします。
- (5) 自作地に発有農地が含まれる場合において、交付を受けた本協力金に関し共有 持分を有する相続人と調整等が必要な場合は、交付申請者が行ってください。

また、基盤強化法第21条の3に掲げる共有者不明農用地等に係る公示又は農地 法第41条に掲げる都道府県知事の裁定の手続により機構が利用権の設定を受けた 農地が、自作地に含まれる場合にあっても、同様です。

- (6) 交付対象者は、交付決定後10年間、次のことを行えません。
 - ア 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農 作業受託

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者

農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託(新たな相続により農地を取得した場合、交付申請時に貸し付けていた所有農地について、貸借期間の満了又は合意解約により使用収益権を回復した場合には、(2)に準じて機構に農地を貸し付けることが必要です。)

- (7)機構に貸し付けた農地が、全く転貸されなかった場合には交付を行いません。 また、交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受けた場合は交付対象 になりません。
- (8) 本協力金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度以降に再度本協力金の交付を受けられません。また、以下の補助金の交付を受けた者及びその相続人は本協力金の交付を受けられません。
 - ① 戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955 号農林水産事務次官依命通知)別記2及び担い手への農地集積推進事業実施要 綱(平成25年5月16日付け25経営第432号農林水産事務次官依命通知)別記1に 基づく経営転換協力金
 - ① 地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262 号農林水産事務次官依命通知)別記2に基づく被災地域農地集積支援金及び改 正後の同実施要綱(平成25年5月16日付け25経営第462号農林水産事務次官依命 通知)別記2に基づく経営転換支援金

3 交付額

平成31年1月以降に機構に貸し付けられた農地であって、毎年度12月末までに交付申請があった農地面積(畦畔面積を含みます。)に応じ、以下の金額を交付します(交付申請の時期が、機構に貸し付けた日の属する年度の翌年度を過ぎた場合は交付されません。)。ただし、遊休農地については、機構が借り受けた場合であっても当該農地面積には算入しません。

- (1) 平成31年度から33年度までの交付額 交付要件を満たす農地の合計×1.5万円/10a(上限50万円/戸)
- (2) 平成34年度及び35年度の交付額 交付要件を満たす農地の合計×1.0万円/10a(上限25万円/戸) なお、平成34年度及び35年度は、第5の地域集積協力金交付事業と一体的に 取り組む場合についてのみ交付対象とします。

4 交付金の交付

(1) 交付申請手続

ア 機構に貸し付けた農地のうち、一筆でも転貸されれば機構に貸し付けた交付 対象となる全農地面積分について交付申請することができます。

- イ 1の交付対象者は、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類 を添付の上、交付対象農地の面積が最大である市町村に対し提出してください。
 - (ア) 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書 (別記2-1様式第1号)」
 - (イ) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書(別記2-1様式第2号)」

(2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を 満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に対し交付します。

交付対象者が交付対象農地を複数市町村に所有している場合には、関係する市町村において情報交換を行い、交付対象者が最も多く自作地を所有している市町村が、全ての自作地分について交付を行います。

5 交付金の返還

市町村長は、経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付 要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付を行った経営転換協 力金を交付対象者に返還させることが必要です。 ただし、土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等 やむを得ない事情のある場合は、返還させる必要はありません。

6 経過措置

以下の全てに該当する者については、平成30年12月末までに機構に農地を貸し付けていた場合であっても、平成31年度に交付申請を行うことができるものとします。

- (1) リタイア等する際に機構に貸し付けた農地のうち、機構から最初に転貸された 農地の転貸日が、平成31年1月以降であること。
- (2) 平成30年度に本協力金の交付を受けられなかった理由が、(1) に該当したこと のみであり、その他の平成30年度の交付要件(都道府県が交付基準に定めていた 交付要件を含む。)を全て満たしていた者であること。

第7 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は、第5及び第6の事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます。

第8 農地集積・集約化状況の報告等

1 市町村は、第3の1の地域集積協力金交付事業の交付対象地域ごとに、事業実施 年度から事業実施年度の翌々年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化 に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとします。

報告事項及び様式については、農林水産省が別途定めるものとします。

2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約 化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と 連携して、当該地域に対して適切な指導を行うものとします。

なお、集約化タイプの実施地域のうち、目標年度において交付要件を満たしていない地域があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。

都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の 7月末までに報告するものとします。

- 3 市町村は、2の目標年度において交付要件を満たしていない地域が、目標年度の 翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金 を当該地域に返還させることが必要です。
- 4 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、その内容を点検し、必要に応

じて都道府県知事を指導するとともに、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとします。

5 地方農政局長等は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県 知事に対し、農地集積・集約化の状況、生産コスト低減の状況等について報告を求 めることができるものとします。

第9 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記2-1別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である利用権設定等期間(農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人との間で締結した白紙委任契約期間を含みます。)内に当該利用権(白紙委任契約)を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

- 1 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間で合意解約されること、農地所有者が、補助金の交付要件を満たす残存期間以上の間、当該農地を機構に対し貸し付けること。
- 2 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間から農地所有者と機構との間に移転されること。

第10 その他留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、 別記2-1様式第1号及び第2号の別添により適切に取り扱うよう留意してください。
- 2 本事業に関連する農地に関する契約は、全ての関係者の合意のもと設定又は解約 されるよう、留意してください。
- 3 経営転換協力金の交付対象者の農業用機械の取扱いについては、集落・地域の話 合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討することが望 ましいと考えています。
- 4 都道府県は毎年度、第3の1の地域集積協力金交付事業の推進方針を作成し、市 町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。
- 5 交付対象の選定方法
- (1) 本事業は、各都道府県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを 踏まえ、都道府県はあらかじめ配分基準を定めておくものとします。

- (2)(1)の配分基準は、地域の実情も踏まえつつ、担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から定めるものとします。
- (3) 都道府県は、(1) で定めた配分基準について、市町村、農業者等への周知を行うものとします。

(別記2-1別表1)

1 以下の市町村の区域のうち、津波により流失や冠水等の被害を受けた農地を含む地域。

県 名	市町村名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩 竃市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 楢葉町 広野町 いわき市
茨城県	北茨城市 高萩市 日立市 東海村 鹿嶋市 神栖市
千葉県	銚子市 旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市

資料:農林水産省統計部、農村振興局「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積(平成23年3月)」

2 以下の市町村の区域のうち、平成23年4月22日時点における警戒区域、計画的避 難区域又は緊急時避難準備区域

県 名	区域名
福島県	田村市 南相馬市 飯舘村 川俣町 浪江町 葛尾村 双葉町 大熊町 富岡町 川内村 楢葉町 広野町

(別記2-1別表2)

事業(補助金)名	通知番号(農林水産事務次官依命通知)
農地利用集積実践事業	平成15年 4月 1日付け14経営第7044号
担い手農地集積高度化促進事業	平成19年 3月30日付け18経営第7559号
農地面的集積支援モデル事業	平成20年 3月31日付け19経営第7865号
面的集積条件整備モデル事業	平成20年 3月31日付け19経営第7867号
農地確保・利用支援事業	平成21年 4月 6日付け20経営第7160号
農地利用集積事業	平成22年 3月25日付け21経営第6901号
農業者戸別所得補償制度(規模拡大加算)	平成23年 4月 1日付け22経営第7133号
地域農業経営再開復興支援事業(被災地域農地集積支援金)	平成23年11月21日付け23経営第2262号
戸別所得補償経営安定推進事業(農地集積 協力金)	平成24年 2月 8日付け23経営第2955号
担い手への農地集積推進事業(農地集積協力金、規模拡大交付金)	平成25年 5月16日付け25経営第 432号

経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の 経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③ 虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

								記							
									阜	請年月	月日		年	F	日
	フリ:	ガナ													申請印
交	氏	名													EΠ
付		(〒	_)											
付申請者欄	住所						都道 府県								市区 町村
者 欄															
	電話		_	_	_			FAX			_			_	
(1)経営	面積													
	É	作地			借地				合計						
			m³			m ^²					m²				
	※ 特定	農作業委	託を行っ	ている農地	は自作地に含	みます	0								
(2)廃止	する農	業部門												
機構	への貸付前	「に経営して	いた農業部	門	廃止	する農	業	部門		番号	欄には	は、以下	の農業	部門(の番号を

番号	品目	٨	番号	
		$ \rangle$		
		\Box		
	_	V		

- 品目
- 記載して、品目を記入して下さい。
- ① 土地利用型作物 ② 露地野菜等
- ③ 施設野菜 ④ 露地果樹
- ⑤ 施設果樹 ⑥ 露地花き
- ⑦ 施設花き ⑧ 茶
- 9 牧草 10 サトウキビ
- ① その他(上記以外の農業生産部門)
- (3) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所 在	地	番	地目	面	積	į
						m
						m
						m
合計面			m²			
交付申請面和			а			

※ 記入欄が足りないときは、別紙とし て交付申請書に添付してください。

- ※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡ 未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位 とし、1a未満は切り捨てて記入してく ださい。
- ※ 遊休農地は、交付申請面積に含 めることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(4) 耕作等を続ける農地

自作地		借地		合計		
	m ^²		m [°]		m ^²	

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の 所有の有無		(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行 う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を 文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	□ 該当する
----------------	--	--	--------

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	同意する

経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

							申請年月日	年	月	日
	フリガナ									申請印
交	氏名									印
付	住所	(=	_)						
付申請者欄					都; 府!	道 杲				市区 町村
	電話		_	_		FAX	_	_	_	

(1) 経営面積

自作地	借地		合計		
	m [*]		m ^²		m [*]

[※] 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所 在	地	番	地目	面	積	į
						m ^²
						m ^²
						m [*]
						m ^²
合計面			<u>m</u> ²			
交付申請面積(a単位)						<u>a</u>

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙と して交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡ 未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

(3) 耕作等を続ける農地

自作地	
	m [*]

- ※ 耕作等を続ける農地は10a未満である必要があります。(特定農作業委託を行っている農地も自作地に含みます。)
- ※ 借地や特定農作業受託している農地がある場合には、これらを解除する必要があります。

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の 所有の有無	- 4111-	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行 う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を 文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	□ 該当する
----------------	------------	--	--------

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 口 記載された内容について	同意する
---------------------------	------

個人情報の取扱い (例)

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、 その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印 を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等(注1)に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関(注2)に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、人・農地問題解決加
(注1)	速化支援事業、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、農業経営基盤強化
	資金(スーパーL資金)の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、
	経営体育成支援事業、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支
	払交付金 等 (※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること)
関係機関	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、
(注2)	農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、都道府県農
	業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強
	化資金(スーパーL資金)の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施
	主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体等
	(※ その他追加する機関があれば追加すること)

機構集積協力金交付事業 (農地整備・集約協力金交付事業)

第1目的

機構に対し農地を貸し付けた地域の農地耕作条件改善事業の実施地区において、担い手への農地の集約化に応じて農業者の事業費負担を軽減することにより、機構を活用した農地の集積・集約化を加速することを目的とします。

第2 事業の内容

対象となる農地耕作条件改善事業の事業実施主体に対し、農業者の事業費負担分として、協力金を交付します。

第3 国による補助

国は事業実施主体に対して、予算の範囲内で本事業に必要な経費を補助します。

第4 対象事業

本事業の対象は、農地耕作条件改善事業のうち、耕作条件実施要綱第2の1の地域 内農地集積型又は第2の2の高収益作物転換型とします。

第5 交付要件

対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

1 農地中間管理権

- (1) 耕作条件実施要綱第2に定めるハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農地(以下「事業対象農地」といいます。)について、本事業の申請日において有する農地中間管理権の存続期間又は残存期間が15年以上であること。
- (2)事業対象農地における農地中間管理権については、本事業の申請日から少なくとも5年以上、使用貸借による権利によって設定されること、又は、賃借権によって設定される場合にあっても、本事業の申請日から少なくとも5年以上、賃借料が物納によって支払われること。

2 事業対象農地

- (1)事業対象農地は、過去に国費が投入された基盤整備事業の完了地区における農地に隣接している農地であること。なお、「隣接している農地」とは、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するものとします。
 - ア 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
 - イ 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
 - ウ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
 - エ 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないも

 \mathcal{O}

- オ 2つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- カ その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの
- (2)事業対象農地の面積の合計は、10 ヘクタール未満(中山間地域にあっては5へクタール未満)であること。なお、「中山間地域」とは、本事業に関して、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいいます。
 - ア 沖縄県若しくは奄美群島又は離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島
 - イ 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和 37 年法律第 73 号) 第2条第2項の規定に基づき指定された地域
 - ウ 山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 号) 第7条第1項の規定に基づき指定された 地域
 - エ 半島振興法 (昭和 60 年法律第 63 号) 第2条第1項の規定に基づき指定され た地域
 - オ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
 - カ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - キ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定 に基づき指定された地域又は事業施行地域内農用地域内の平均傾斜度が15度 以上の地域(水田地帯を除く。)
 - ク アからキまでに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地 域
- 3 人・農地プラン

事業対象農地の全ては、以下のいずれかに該当する人・農地プランのエリアに含まれていること。

- (1)人・農地プランが実質化されていること。
- (2) 平成31年度及び平成32年度に限り、人・農地実施要綱により、人・農地プランの実質化に向けた工程表を公表した地区であること。
- 4 担い手への集積
 - (1)目標年度(事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象となる農地耕作条件改善事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。以下同じ。)までに、事業対象農地の全てが担い手に集積されること。
 - (2)(1)において、事業対象農地を借り受ける担い手は、借り受ける農地の面積以上の経営面積を有していること。
- 5 受益者

対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区の受益者は3者以上であること。

第6 交付額

- 1 耕作条件実施要綱第2に定めるハード事業のうち定率助成の当該年度の事業費 に、次の助成割合を乗じた額を交付します。
- (1)目標年度における担い手の農地集約化率が80パーセント以上:0.050
- (2)目標年度における担い手の農地集約化率が90パーセント以上:0.085
- (3) 目標年度における担い手の農地集約化率が 100 パーセント : 0.125
- 2 担い手の農地集約化率は、事業対象農地の面積に占める担い手に集約化した農地の面積の割合により算出します。なお、本事業に関して「集約化」とは、同一の経営体が経営する農地であって、1へクタール(中山間地域及び樹園地にあっては0.5~クタール、都道府県知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いた上で、1~クタール以上の面積を定めたときは、その面積)以上の隣接している農地となることをいいます。
- 3 事業対象農地において、平成31年度以降に交付された経営転換協力金の算定対象となった農地を含む場合には、本協力金の交付額は、当該農地分の経営転換協力金の交付額を減じた値とします。

第7 交付金の使途

事業実施主体は、対象となる農地耕作条件改善事業における事業費の農業者負担分に本協力金を充当するものとします。

第8 交付金の返還

事業実施主体の長は、目標年度において、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付された本協力金を返還する必要があります。ただし、土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は、返還する必要はありません。

機構集積支援事業

第1目的

担い手への農地集積・集約化を目的として設立される農地中間管理機構が実効性をもって機能していくためには、同機構と連携・協力関係にある農業委員会等が効果的かつ効率的に業務を遂行できるようにする必要があるため、農業委員会等が行う以下の事業に必要な経費を支援します。

第2 事業の内容

- 1 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業
- (1) 農地の利用関係の調整

農地の利用関係の調整・あっせん等については、次に掲げる活動に要する経費を 支援します。

- ア 農地法 (昭和27年法律第229号) 第3条第2項第5号に基づく別段の面積を定める区域の設定に必要となる調査
- イ 農地法第3条の2第1項に基づく勧告、同条第2項に基づく許可の取消し及び 同条第3項に基づくあっせんその他必要な措置に関する調査・調整
- ウ 農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の報告等による農地所有適格法 人等の台帳の作成・整理、同条第2項に基づく勧告、同条第3項に基づくあっせ ん及び同法第14条第1項に基づく農地所有適格法人に対する立入調査
- エ 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介に関する調査・調整
- (2) 農地の利用状況等の調査

農地の利用状況等の調査については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地の利用状況等の調査

農地法第30条第1項、第2項及び第31条第2項に基づく農地の利用状況調査並びに第34条に基づく遊休農地等の農業上の利用の増進を図るために必要なあっせん及び農地の利用関係の調整

- イ 所有者等への利用意向調査
 - (ア)農地法第32条及び第33条に基づく利用意向調査に係る権利関係等の調査・調整
 - (イ)農地法第34条に基づく遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整を踏まえた 利用関係調整簿の作成並びに作成に要する調査
 - (ウ) 農地法第35条に基づく農地中間管理機構等への通知及び必要な調整
 - (エ) 農地法第36条に基づく所有者等(農地の所有者又はその農地について所有権 以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者をいいます。 以下同じです。) に対する勧告、農地中間管理機構への勧告した旨の通知及び 必要な調整
- (3) 所有者不明の農地の権利関係調査

所有者不明の農地の権利関係の調査等に要する経費を支援します。

また、平成30年11月16日に改正された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正 する法律による改正後の基盤強化法等に基づき行われる所有者不明の農地につい て所有者に関する情報の探索等にかかる経費を支援します。

(4) 農地等訴訟等事務処理

農業委員会等を当事者又は参加人とした農地等の権利移動の処分等に対する訴訟 事件の処理等については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

- ア 訴訟事務に関する活動
- イ 行政不服審査事務に関する活動
- (5) 農地等の台帳の調査等

農地台帳の整備については、次に掲げる活動に要する経費を支援します(イから オまでに係る経費は農地情報公開システムに関するものに限る。)。

- ア 農地等の所在、所有者等の調査
- イ 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出及び農地法第30条等に基づく農地 の利用状況調査の結果等の入力
- ウ 農地法施行規則第102条に基づく住民基本台帳及び固定資産課税台帳(以下「住 基・固定台帳」という。)との照合作業に要する経費
- エ 農地に関する地図の更新に要する経費
- オ その他本事業を実施するために必要なシステムの活用等に要する経費
- (6) 農地の権利移動・借賃等調査

農地法第52条に基づく農地の権利移動・借賃等の動向等に関する情報の収集、整理、分析及び情報の提供については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

- ア 農地法、基盤強化法及び機構法による農地の権利移動及び転用の状況等について、1月から12月までの権利移動等に係る次に掲げる事項の把握
 - (ア) 耕作目的の権利の設定・移転に関する事項
 - (イ) 貸借の終了に関する事項
 - (ウ) 農地等の転用に関する事項
 - (エ) その他農地の権利移動に関する事項
- イ 次に掲げる事項を掲載した賃借料情報(過去1年間の地域の実勢を踏まえ、農 地の賃借権を設定する際の目安となるものをいいます。)の提供
 - (ア) 賃借料情報を提供した地域(区分)名
 - (イ) 地域(区分)別の賃借料の平均額
 - (ウ) 地域(区分)別の賃借料の最高額
 - (エ) 地域(区分)別の賃借料の最低額
 - (オ) 集計に用いたデータを収集した期間
 - (カ) 集計に用いたデータ数
- ウ ア及びイに掲げる事項以外の農地に関する情報収集
- (7)農地所有者等の意向確認調査

農業委員又は農地利用最適化推進委員による戸別訪問調査その他の方法により、農業委員会の区域の全部又は一部の農地所有者等に対して、農地の管理・利用状況、

将来の貸借等の意向、経営意向、後継者の有無等を確認するための調査(ただし、 農地法(昭和27年法律第229号)第32条第1項に規定する利用意向調査を除く。)を 実施する際に、農業委員会事務局において必要な次に掲げる経費を支援します(た だし、調査票の配布・回収等を委託する場合を除く。)。

- ア 調査票の作成・印刷
- イ 農地の所有者等に対する調査票の配布・回収
- ウ 調査結果の集計・分析、調査結果を踏まえた利用調整活動
- (8) その他
 - (1)から(6)までに定める活動に関する次に掲げる活動に要する経費について支援します。
 - ア 関係資料の収集・作成・整理・提出
 - イ 関係機関との会議又は打合せ
- 2 農地の有効利用を図るための支援事業

農業委員会等が、優良農地の確保・農地の有効利用を図るために行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。

- (1) 農地集積の推進活動
 - ア 農地集積・集約化のための相談対応、利用調整活動等
 - イ 農業者、新規就農者、農業法人及び新たに農業に参入する企業等(以下「農業者等」といいます。)に対する集落座談会の開催等、農地の有効利用を促進する ための掘り起こし活動
 - ウ アからウまでの活動状況や、地域における農地利用の最適化に向けた動き等の 国への報告
- (2) 農業委員等の資質向上のための研修の実施等
 - ア 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員並びに農業者等に対し、必要な知 識を取得させることを目的とした研修の実施
 - イ 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員に対し必要な知識を取得させることを目的とした研修への参加
- (3) その他
 - (1)及び(2)に定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、 地方農政局長等が特に必要と認めた活動
- 3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる農業委員会ネットワーク業務に係る活動に要する 経費を支援します。

- (1)農業委員会等に対する支援
 - ア 農業委員会等相互の連絡調整
 - イ 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公 表
 - ウ 農業委員会の農業委員及び職員並びに農業者等に対する農地及び農業経営等に 関する研修等の実施

- (ア)農業委員等の研修
- (イ) 中央研修会への出席
- (ウ) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動
- エ 農地情報公開システムに関する調査、指導及び助言
- (2) 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供
- (3) 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席
- (4) その他
 - (1)から(3)までに定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動
- 4 全国的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる事業に要する経費を支援します。

- (1)情報収集・分析事業
 - ア 調査等の内容
 - (ア) 農作業の受委託、請負料金及び賃金の設定状況等の実態調査
 - (イ) 田畑の売買価格に関する調査
 - (ウ) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構による活動を支援するために経営局長が必要と認めた調査
 - イ 調査員の設置

事業実施主体は、アに掲げる調査を的確に実施するため、調査項目ごとにその 内容を理解し、調査を適切に実施できる者を調査員として指名し、調査の企画立 案、調査要領の作成及び調査結果の取りまとめ・分析等を行わせるものとします。

- (2) 情報提供・指導事業
 - ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象にした、農地利用の最適化の推進に関する制度や手法等を修得させるための研修会の 実施
 - イ 都道府県農業委員会ネットワーク機構が農業委員会等に対して効率的に研修を 実施することができるようにするための教材の作成
 - ウ 農業委員会等の取組状況についての点検等
 - (ア) 農業委員会系統組織として、農地利用の最適化の推進に関する年間の目標や 取組方針を定め、農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に周 知徹底するための、全国段階又は都道府県段階における、担当者を対象とした 会議の開催
 - (イ)(ア)で定めた目標を達成するための、農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の取組状況の確認、取組状況が不十分な農業委員会等及び 都道府県農業委員会ネットワーク機構の活動の課題や改善方法の検討並びに指導・助言の実施
- 5 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構

が行う農地情報公開システムの管理に必要な次に掲げる事業に要する経費を支援します。

(1)農地情報公開システムの管理

農地情報公開システムを管理するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

- ア 農地情報公開システムを管理する上で必要な農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整
- イ 農地情報公開システムの利用促進に必要な農業委員会等及び都道府県農業委員 会ネットワーク機構に対する研修会の実施及び指導・助言
- ウ その他農地情報公開システムの管理に必要な取組
- (2) 農地情報公開システムの保守・運用

農地情報公開システム管理事業のうち、農地情報公開システムの保守・運用については、全国農業委員会ネットワーク機構が、農地情報公開システムの保守・運用を実施する事業者を公募の上選定することとし、選定された事業者が行う以下の農地情報公開システムの保守・運用の取組に要する経費を支援します。全国農業委員会ネットワーク機構は、確実に農地情報公開システムの保守・運用を行うことができる事業者を選定し、事業者との契約に当たっては、公募随意契約により事業者と契約することとします。

- ア 農地情報公開システムの保守・運用に必要となるソフトウェア等の保守・運用
- イ 農地情報公開システムの保守・運用に必要となるサーバー設備等の保守・運用
- ウ 農地情報公開システムに係るヘルプデスク業務
- エ その他農地情報公開システムの保守・運用に必要な取組
- (3)農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住基・固定台帳との照合作業を支援 するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

- ア コードの変換、紐付け等照合作業に係る初期設定
- イ 農業委員会等が継続して照合作業を実施することができる体制づくりのために 都道府県農業委員会ネットワーク機構が実施する取組に必要な支援
- ウ その他照合作業に必要な支援

第3 事業実施の要件

事業実施の要件は、事業実施計画を提出する時点において、次の事項が確認できること(事業実施主体が市町村の場合を除きます。)とします。

なお、事業実施主体は、事業実施計画を提出する時点において、地方農政局長等が当該要件を満たしているか確認できる書類(議事録又は活動計画等)を提出してください。

- 1 第2の1及び2の事業の要件
- (1) 農地等の権利移動の許可等の可否の審査に当たっては、審査基準の全ての項目ごとに区分し、申請書等に記載された内容が当該審査基準の項目ごとに、その判断の根拠を明確にして実施すること。
- (2) 農地法第30条に基づく利用状況調査の範囲は、利用状況調査を実施する農業委員

会内の区域内にある全ての農地(ただし、災害等により現地に立ち入れないなど外因的理由で実施できない場合を除きます。)とし、農地台帳に基づいた適正な調査を実施すること。

また、農地法第32条又は第33条に基づく利用意向調査については、所有者等から表明された意向の内容を勘案しつつ、農地中間管理機構及び市町村等の関係機関と連携し、農業上の利用の増進が図られるよう、農地の利用関係の調整等を実施すること。

- (3)総会及び部会(以下「総会等」といいます。)の議事録には、審議過程の全てを要約することなく、詳細に記載すること。
- (4) 農業委員会が活動計画を策定し、その活動結果の点検評価を行うこと。
- (5)総会等の議事録及び活動計画並びに活動の点検評価結果を市町村のホームページ などで公表すること。
- (6)農地法第52条の3に基づく農地台帳及び農地に関する地図の公表を実施すること。
- (7) 第2の1の(7) の調査の実施主体となる農業委員会においては、以下のいずれ かを満たすことを要件とします。
 - ① 農業委員会事務局に置かれた職員(臨時的に雇用した者を除く。以下同じ。)の 人数が3名以下の農業委員会
 - ② 農業委員会事務局に置かれた職員の人数が4名以上6名以下の農業委員会にあっては、専任の職員の数に、当該農業委員会の置かれた市町村の部局と兼任となっている職員の人数の1/2を加えた合計が、3以下である農業委員会
- 2 第2の2及び3の事業の要件 農業委員への女性の登用促進を目的とした周知活動等を実施すること。

第4 事業実施における留意事項

- 1 第2の1の事業の留意事項
- (1) 農地の利用状況等の調査

遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整に関し、関係機関又は所有者等との協議又は打合せ等を行った場合には、事業実施主体は、別記4様式第1号により調整した農地、協議・打合せ等の概要等必要な情報を速やかに記録の上、整理・保存してください。

- (2) 農地等の台帳の調査等
 - ア 農地等の所在、所有者等の調査には、農地法第52条の2第1項各号に掲げる事項の調査が含まれます。
 - イ 農地に関する地図の更新に関する経費については、農地情報公開システムを管理する上で必要な地図の更新に限ることとします。また、市町村内他部局との連携等により、経費の縮減に努めることとします。
- (3) 第2の2のアの農業者等への意向確認調査については、農業委員会は、農業委員 及び農地利用最適化推進委員の参加を得て調査を実施するものとします。また、当 該調査の結果は、市町村、機構、都道府県農業委員会ネットワーク機構など関係機 関への情報提供、地図による地域の現況把握、地域の話合いに出席した農業委員及

び農地利用最適化推進委員が報告等を行う際に活用するよう努めるものとします。

- 2 第2の2の事業の留意事項
- (1)毎年度、当該年度の実施時期、研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した 研修実施計画に基づき実施してください。

なお、当該研修実施計画の作成に当たっては、必要に応じて地域の農業関係機関・団体等と連携して作成してください。

- (2) 研修は、講義、研究討議、演習等により実施してください。
- (3) 受講者には、研修の終了後、速やかに研修に関するレポートを提出するようにしてください。
- (4) 研修には、女性農業委員の活動に係る研修が含まれます。
- 3 第2の3の事業の留意事項
- (1) 農業委員会等に対する支援の留意事項
 - ア 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表を行う場合には、ホームページへの掲載等により行うこととします。また、閲覧者が当該情報を参考に事務の改善ができるよう、取組の内容を詳細に情報提供するものとします。
 - イ 農業委員等への研修については、毎年度、当該年度における研修の実施時期、 研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画を作成し、当該計 画に基づき実施してください。

なお、当該研修実施計画の作成に当たっては、地域の農業関係機関・団体と連携して作成してください。

また、研修の実施に当たっては、地域の農業関係機関・団体と共催して実施できるものとします。

- ウ 研修の開催は、管内を数ブロックに分けて実施することができるものとします。
- エ 研修は、講義、研究討議及び演習等により実施するものとします。
- オ 受講者には、研修の終了後、速やかに研修に関するレポートを提出するように してください。
- カ 研修内容には、農地制度の適正な運用や農地利用の最適化の推進に関することのほか、農地情報公開システムの活用、農業経営の合理化、農業の担い手の組織 化及びこれらの者の組織の運営の支援並びに女性農業委員の活動に関することが 含まれます。
- キ 中央研修会の出席については、国及び全国農業委員会ネットワーク機構が農地制度及び農業経営等に関する知識を習得させることを目的として実施する研修に出席できるものとします。

なお、当該研修会に出席した場合、事業実施主体は、農業委員等に対する研修 を積極的に実施するとともに、当該研修会に参加した者が講師となって習得した 知識を提供する等、農業委員会等への支援に努めてください。

ク 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動には、都道府県農業委員会ネットワーク機構における「女性農業委員登用促進アドバイザー」の設置や、女性 農業者、市町村、関連団体等に対する女性農業委員の登用促進等の普及啓蒙活動 が含まれます。

- (2) 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供の留意事項 農地に関する情報の整理には、農業委員会等から収集した情報の農地情報公開シ ステムへの登録、情報の集計、分析の実施を含みます。
- (3) 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席の留意事項 会議において、農地法により都道府県農業委員会ネットワーク機構が行うものと された業務に係る事項のみを議題とする場合には、本事業の対象としないものとし ます。

4 第2の4の事業の留意事項

- (1) 第2の4の(1) の調査の集計を行うに当たって、集計等を補助するための補助 員(以下「集計補助員」といいます。) の雇用又は外部委託を行う場合には、公募 により選定するものとします。
- (2) 調査員(集計補助員を含みます。以下同じです。)の手当は、実働に応じた対価(日 給又は時間給)を支払うものとします。また、その単価は標準的な雇用賃金等を勘 案し、事業実施主体が規程等に定めることとします。
- (3) 第2の4の(1) の調査結果については、その概要を事業実施主体のホームページに掲載し、広く活用されるようにするものとします。
- (4) 本事業により作成した資料等の印刷物の発行を行う場合は、無償で配布するものとします。
- (5) 第2の4の(2) の会議、研修会において使用した資料は、事業実施主体のホームページに掲載するものとします。
- (6) 第2の4の(2) 研修会の開催に当たっては、研修の修了後、速やかに研修会に 参加した者に研修に関するレポートを提出させるものとします。
- (7) 第2の4の(2) の研修会に参加した者は、農業委員等を対象にした研修会において、講師として自らが習得した知識を提供し、農業委員等の資質向上を図るものとします。
- (8) 第2の4の(2) のイの教材の作成に当たっては、研修を受講する者が農地制度 及び農業税制等に関する高度な知識並びに遊休農地所有者等への指導及び農地利用 集積の推進等のための地域内での合意形成の手法を取得できるものとするよう留意 するものとします。
- (9) 本事業の実施に当たっては、必要に応じて農業関係団体と連携を図るものとします。

5 第2の5の事業の留意事項

- (1)全国農業委員会ネットワーク機構は、農地情報公開システムに係る改修を実施する場合、改修内容については、事前に農林水産省と協議を行うものとします。
- (2) 農林水産省は、(1) の協議の結果、必要に応じて条件を付すことができることとします。
- (3) 研修は、パソコン等を活用した操作研修により実施してください。
- (4) 研修の開催に当たっては、研修の終了後、速やかに受講者に研修に関するアンケートを提出させるものとします。

- (5) 全国農業委員会ネットワーク機構は、(4) のアンケート結果を研修毎に取りまとめ、速やかに経営局長に報告することとします。
- (6)全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の5の(3)の事業を実施する事業者(以下「照合変換作業事業者」といいます。)を公募の上選定することとし、選定された照合変換作業事業者に照合作業に要する経費を交付します。照合変換作業事業者との契約に当たっては、公募随意契約により契約することとし、確実に照合変換作業を実施できる照合変換作業事業者を選定するものとします。

第5 定期報告

- 1 第2の1、2及び3の事業の定期報告
- (1)事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について別記 3様式第2号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。
- (2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記3様式第3号によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。
- (3) 地方農政局長等は、都道府県知事から報告を受けた場合には、その内容を審査し、 事業の実施内容が不適切と認められる場合には、速やかに調査を行い、是正のため に必要な指導を都道府県知事を経由して文書にて行うものとします。
- (4) 事業実施主体は、(3) の是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出してください。
- (5) 地方農政局長等は、(4) により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、交付金の一部又は全部を返還させるものとします。
- 2 第2の4及び5の事業の定期報告
- (1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について別記 3様式第4号により、1月末までに経営局長に報告してください。
- (2)経営局長は、事業実施主体から報告を受けた場合には、その内容を審査し、事業 の実施内容が不適切と認められる場合には、速やかに調査を行い、是正のために必 要な指導を文書にて行うものとします。
- (3)事業実施主体は、(2)是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を作成し、経営局長に提出してください。
- (4)経営局長は、(3)により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、補助金の一部又は全部を返還させるものとします。

第6 農業委員等の活動の管理

- 1 第2の1、2及び3の事業の管理
- (1) 事業実施主体から賃金、手当及び旅費の支払いの対象となった者は、活動した年月日、活動内容等を記載した日誌を取りまとめ、毎月末日までに事業実施主体に報告してください。

(2) 事業実施主体は、(1) により報告があった場合は、速やかに別記3様式第5号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。

2 第2の4の事業の管理

- (1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画(別記3様式第6号)を作成し、全国 農業委員会ネットワーク機構の長の了承を得るものとします。また、事業実施主体 は、了承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。
- (2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌(別記3様式第7号)を備え、調査員の活動内容(日時、活動内容等)を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末までにホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。

第7 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の6に掲げる内容とします。

第8 事業の透明性の確保

事業実施主体は、事業実施に当たって、事業実施計画、事業実績報告、各種会議の資料及び研修のテキスト等について、ホームページ、広報誌等により公開してください。

第9 個人情報の安全管理について

事業実施主体は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、本事業を通じて取得した個人情報の管理について、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。